

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良法による換地処分
都市計画事業の認可
開発行為に関する工事の完了(二件)
公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可申請
- ◆ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞(二件)
- ◆ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者
- ◆ 正 誤 昭和五十八年十月鳥取県告示第九百十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第七十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 表示された発 行所名
		題 名	号 数		
1244	雑誌その他 の刊行物	雑誌その他 の刊行物 ジュガー創刊2号 ジュガー一編後 積号 第八巻第 二号	10代児童 雑誌 失号	SG- 11-D	トライビジョ ン
1245	"	ガラスの林檎		DK- 76	office JET
1246	"	三回めのSEX 夜の訪問者		DK- 72	Do 企画
1247	"	初夜の心得		DK- 76	Do 企画
1248	"	捕獲//万引き女 万引きの女 家 審		DK- 71	トリス出版
1249	"	SEX 宅急便 温ためて.....		DK- 79	隣トリス出版
1250	"	ぬすみ聞き とねりのお姉さん		DK- 78	Do 企画
1251	"	女雀士とすり泣き		DK- 77	トリス出版
1252	"	少女のソノコ 由美子		DK- 70	Do 企画

1253	"	暴行挿入2対1トリプル わたしと遊んでくれませんか	DK-73	アリス出版
1254	"	MASTER NOTES 8 ビチキヤル 100人大集合	MM-1D	土曜出版新社
1255	"	フラッシュ LOV.5 もうワンサリだ!!淫乱女子大生め!!	FC-1D	土曜出版社
1256	"	VIBRATION 過激 ハイブレーション8号 両穴挿入	VL-1D	アリス出版
1257	"	EVE VOL.8 イブ・8号	EV-1D	アリス出版
1258	"	クリちゃん通信 淫乱女 第2巻1号通巻8号	CC-1D	朝アツザル社
1259	"	SEXY-EYES 近親相姦 第2巻1号通巻8号	SI-1D	朝アツザル社
1260	"	バラダイス 女の肉おとん	PD-1D	アリス出版
1261	"	TWIN (横濱) (YOKOHAMA)	TN-1D	土曜出版新社
1262	"	ザ・コック 教えてあげる	ZC-1D	ロア出版
1263	"	快樂実話告白人 少女のからだ 快樂実話告白人 女性解剖	ZD-1D	土曜出版新社
1264	"	SCOOP スクープ	DK-4	office JET
1265	"	グランドエロス VOL.2 ケイコ	GE-1D	海鳴書房
1266	"	おれせんと フレセント	DK-5	office JET
1267	録音テープ	TAPE MAGAZINE VOL.15 耳をくすぐるあの声が聴かない!	MT-1D	アリス出版
1268	雑誌その他 の刊行物	セクシーボール 恥ずかしがり屋 セクシーボール 少女の取巻	ZS-1D	朝土曜出版新社
1269	"	ナマで入れて 女の25時	DK-74	Do 企画
1270	"	肉體いじり 農村物語	DK-75	アリス出版
1271	録音テープ	SEXY PACK 45+α VOL.6	UT-1D	海鳴書房
1272	雑誌その他 の刊行物	Hi heel LOVE & SEX	HH-1D	土曜出版新社
1273	"	スクリーム増刊少女A スクリュー増刊少女A 桃色15才 あだしの 性器	SR-1D	トライビジョン
1274	"	フオトキヤパレニ VOL.3 フオトキヤパレニ 女陰淫熟性態	HK-2D	キョーボー出版
1275	"	ポッキンゾグ 輪姦 第2巻第1号通巻第8号	BK-1D	朝アツザル社
1276	"	少女白書 おげちゅうわ 少女白書 濡れ器第四巻第二十二号	SH-2D	トライビジョン
1277	"	特写最前線 VOL.9 強姦特集号 特写最前線 まだヌカないで!!	TA-2D	アリス出版
1278	"	SM 好色おりん 好色おりん	DL-5	朝アリス出版
1279	"	やりまくり 緊縛遊戯 やりまくり 甘い誘惑	DL-6	Do 企画
1280	"	PINK BOX 君のニエラが眩しい	D-2D	朝土曜出版社
1281	"	AGAIN 創刊号 燃えさせて下さい 第1巻1号通巻1号	AI-2D	朝アツザル社
1282	"	エロスアナーカス 犯し性器 第2巻第2号通巻9号	EF-2D	朝アツザル社
1283	"	艶写艶本 PACKAGE MAGAZINE 艶写艶本 PACKAGE MAGAZINE 恋する年 頃	DL-7K	土曜企画
1284	"	デート・マガジンVOL.8 (X' MAS 乱交 Date Magazine (X' MAS 乱交・ 編)	DL-3	アリス出版

1285	〃	夢精遊戯	澤登六書め 第4巻1号通巻36号	MU-1-D	アップル社
------	---	------	---------------------	--------	-------

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年十二月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十七号

昭和五十八年七月二十五日付けで用瀬町から申請のあつた山口地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し
縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月十四日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第二・二・十二号円谷公園

三 事業施行期間

昭和五十八年十二月十三日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 倉吉市円谷町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月二十三日 鳥取県指令受都計第二百三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市秋喜字鍛冶田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二

倉吉市土地開発公社

理事長 牧田実夫

鳥取県告示第八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年二月二十八日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碓町大字赤碓字五輪、字五輪峰頭及び字薄上谷詰東平

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碓町大字赤碓七六八一

馬野建設株式会社

代表取締役 馬野 勇

鳥取県告示第八十一号

公有水面の埋立てに關し、埋立地の用途の変更等の許可申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間、鳥取県土木部河川課、鳥取県土木部港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所並びに鳥取市役所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十五年一月十一日 鳥取県指令受河第二百八十二号及び鳥取県

指令受港第六十七号

三 埋立区域

(一) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三二―一五から字中瀬ノ三 八一〇

―二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―三及び一三九〇―二六六地先公有水

面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四に接する国有海浜地地先公有

水面

(二) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地

点と (10-1) の地点を直線で結んだ線、 (10-1) の地点から (10-10) の地点まで

を順次に直線で結んだ線、 (10-10) の地点と⑩の地点を直線で結んだ線、

⑩の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑫の地点

から⑬、⑭及び⑮の地点を経て①の地点に至る昭和五十四年三月五

日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に

係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線により囲まれた区域並

びに (11-1) の地点と⑩の地点を直線で結んだ線、⑩の地点から⑬の地

点までを順次に直線で結んだ線、⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ高

水位(D・L十一・八五七メートル)における公有水面と陸地との

境界線、⑯の地点から⑱の地点までを順次に直線で結んだ線、⑱

の地点と (18-1) の地点を直線で結んだ線、 (18-1) の地点から (18-7) の地点

までを順次に直線で結んだ線及び (18-7) の地点と (11-1) の地点を直線で

結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一

一分二秒。以下「A地点」という。)から一一七度

二分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八八度〇一分四九秒五二・二〇メートル

の地点 ③の地点 ②の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

- (10-4) の地点
 - (10-3) の地点
 - (10-2) の地点
 - (10-1) の地点
 - ⑩の地点
 - ⑨の地点
 - ⑧の地点
 - ⑦の地点
 - ⑥の地点
 - ⑤の地点
 - ④の地点
- (10-3) の地点から二四二度〇七分〇五秒一六・四メートル
 - (10-2) の地点から三三三二度〇七分〇五秒一・六四メートル
 - (10-1) の地点から二四七度三六分三六秒七・四二メートル
 - ⑩の地点から一五二度二分二四秒八五・五九メートル
 - ⑨の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メートル
 - ⑧の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メートル
 - ⑦の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル
 - ⑥の地点から九八度四九分二一秒五四・八九メートル
 - ⑤の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル
 - ④の地点から二六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

- (10-10) の地点
 - (10-9) の地点
 - (10-8) の地点
 - (10-7) の地点
 - (10-6) の地点
 - (10-5) の地点
 - (10-4) の地点
 - ⑳の地点
 - ㉑の地点
 - ㉒の地点
 - ㉓の地点
- (10-10) の地点から三三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
 - (10-9) の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートル
 - (10-8) の地点から三三三三度三七分一〇秒八・七九メートル
 - (10-7) の地点から二四三度四四分〇四秒三六・四〇メートル
 - (10-6) の地点から三三三三度四四分〇四秒一・六四メートル
 - (10-5) の地点から二四三度四四分〇四秒三四・〇〇メートル
 - (10-4) の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートル
 - ㉓の地点から六三度三七分一〇秒三・〇〇メートル
 - ㉒の地点から三三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートル
 - ㉑の地点から二四三度三七分一〇秒三・四〇メートル

- ②④の地点 ②③の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートルの地点
- ②⑤の地点 ②④の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートルの地点
- (11-1)の地点 A地点から一二九度〇七分二〇秒一、六二四・九一メートルの地点
- ①①の地点 (11-1)の地点から一五二度二分二四秒一三・七三メートルの地点
- ①②の地点 ①①の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートルの地点
- ①③の地点 ①②の地点から一五〇度四〇分〇六秒一〇四・二三メートルの地点
- ①④の地点 ①③の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートルの地点
- ①⑤の地点 ①④の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートルの地点
- ①⑥の地点 ①⑤の地点から三〇四度三五分二一秒三七二・八五メートルの地点
- ①⑦の地点 ①⑥の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートルの地点
- ①⑧の地点 ①⑦の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートルの地点

- イ B地区
- 次の②⑥の地点から②⑨の地点までを順次に直線で結んだ線、②⑨の地点と③⑩の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線及び③⑩の地点と②⑨の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、③⑪の地点から③⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び③⑫の地点と③⑬の地点を直線で結んだ線により囲まれた
- (18-7)の地点 (18-6)の地点
 - (18-6)の地点 (18-5)の地点
 - (18-5)の地点 (18-4)の地点
 - (18-4)の地点 (18-3)の地点
 - (18-3)の地点 (18-2)の地点
 - (18-2)の地点 (18-1)の地点
 - (18-1)の地点 ①⑧の地点から三三三度三七分一〇秒四・四〇メートルの地点
 - (18-2)の地点 ①⑧の地点から六三度四四分〇四秒三六・三八メートルの地点
 - (18-3)の地点 ①⑧の地点から三三三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点
 - (18-4)の地点 ①⑧の地点から六三度四四分〇四秒三四・〇〇メートルの地点
 - (18-5)の地点 ①⑧の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点
 - (18-6)の地点 ①⑧の地点から六二度〇七分〇五秒一六・七二メートルの地点
 - (18-7)の地点 ①⑧の地点から三三三度〇七分〇五秒一・六四メートルの地点

区域を除く。

②⑥の地点 A地点から一二六度二二分〇〇秒一、〇六九・五〇メ

ートルの地点

②⑦の地点 ②⑥の地点から二六九度二九分三〇秒一二九・八六メ

トルの地点

②⑧の地点 ②⑦の地点から三〇四度三五分四五秒二三六・八四メ

トルの地点

②⑨の地点 ②⑧の地点から八九度三二分一〇秒三二三・六三メ

トルの地点

③⑩の地点 ②⑨の地点から一七九度二九分三〇秒一一一・二一メ

トルの地点

③⑪の地点 ③⑩の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メ

トルの地点

③⑫の地点 ③⑪の地点から一八九度〇七分〇二秒七三・六九メ

トルの地点

③⑬の地点 ③⑫の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メ

トルの地点

③⑭の地点 ③⑬の地点から一二度二四分〇二秒五五・八八メ

トルの地点

ウ C地区

次の③⑮の地点から③⑯の地点までを順次に直線で結んだ線、③⑰の地点から③⑱の地点を経て④①の地点に至る一九七八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、④②の地点から④④の地点までを順次に直線で結んだ線及び④⑤の地点と③⑮の地点を直線で結んだ線

により囲まれた区域

③⑮の地点 A地点から一一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メ

トルの地点

③⑯の地点 ③⑮の地点から八三度一九分二六秒三四八・二四メ

トルの地点

③⑰の地点 ③⑯の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メ

トルの地点

③⑱の地点 ③⑰の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メ

トルの地点

③⑲の地点 ③⑱の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メ

トルの地点

④①の地点 ③⑲の地点から二四四度四五分〇〇秒二五二・二三メ

トルの地点

④②の地点 ④①の地点から三五七度一分一六秒一二四・八〇メ

トルの地点

④④の地点 ④②の地点から八七度一分一六秒七・〇〇メートルの

地点

(三) 面積

A地区 六八、二四一・一六平方メートル

B地区 二四、三九五・六三平方メートル

C地区 一〇〇、三〇六・五〇平方メートル

合計 一九二、九四三・二九平方メートル

(このうち九二、六三六・七九平方メートルは、河川区域と港湾区域が重複する。)

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字松林七三一―二地先から同町字中瀬ノ三 八一〇―二まで、同市浜坂字東浜一三九〇―二七七、一三九〇―四、一三九〇―二六五、一三九〇―三、一三九〇―二六六、一三九〇―二三二及び一三九〇―二八四の陸域並びに一三九〇―二八四に接する国有海浜地並びにこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の㉞の地点から㉟の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉟の地点と㉞の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉟の地点から㉞の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

㉞の地点 A地点から三二度一八分一五秒四〇二・七八メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から一一四度三八分二五秒二一四・九三メートルの地点

ルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から二〇四度五八分二六秒二七七・一五メートルの地点

ルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から一七七度一分一六秒一六六・五〇メートルの地点

ルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から九四度三一分二八秒二三七・八八メートルの地点

ルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートルの地点

ルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートルの地点

ルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から一五七度三〇分一六秒一二七・一二メートルの地点

ルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から一五六度〇六分〇四秒二七三・五〇メートルの地点

ルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から一五二度五六分一〇秒四一一・〇一メートルの地点

ルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点

ルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートルの地点

ルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から三一二度三〇分三八秒一九五・三五メートルの地点

ルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から三〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートルの地点

ルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から三〇三度三二分五四秒一四七・七三メートルの地点

ルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から三一八度一五分二六秒五三六・七〇メートルの地点

ルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から三〇一度四八分三一秒六七四・三五メートルの地点

ルの地点

㊱の地点 ㊿の地点から二六八度〇三分一五秒八五・六〇メートルの地点

ルの地点

五 埋立地の用途

(三) 面積

六三三・二三九・六六平方メートル

- ㊦の地点 ㊦の地点から三三三度三九分〇〇秒一五三・八二メートルの地点
- ㊧の地点 ㊦の地点から三五六度四五分五四秒一五九・二〇メートルの地点
- ㊨の地点 A地点から二七度二八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点
- ㊩の地点 ㊦の地点から一五六度三四分一八秒二五〇・〇〇メートルの地点
- ㊪の地点 ㊦の地点から二四七度四九分五一秒三八・三一メートルの地点
- ㊫の地点 ㊦の地点から三三三度三七分一〇秒三五・〇六メートルの地点
- ㊬の地点 ㊦の地点から二四三度三七分一〇秒一三・〇〇メートルの地点
- ㊭の地点 ㊦の地点から三三三度三七分一〇秒三・〇〇メートルの地点
- ㊮の地点 ㊦の地点から二六九度二九分三〇秒一三一・六〇メートルの地点
- ㊯の地点 ㊦の地点から三五九度二九分三〇秒一九六・〇〇メートルの地点

六

申請年月日
昭和五十八年十二月六日

護岸敷	道路用地	緑地		港湾関連用地		ふ頭用地			用途
		位置	面積	位置	面積	位置	面積	位置	面積
A地区を東西に横断する通船水路の両側	C地区北部	A地区のふ頭用地と港湾関連用地との間及び緑地と港湾関連用地との間	約一・〇ヘクタール	C地区北東部	約〇・七ヘクタール	A地区西部	約一・一ヘクタール	A地区西部	約一・一ヘクタール
		A地区との間	約一・九ヘクタール	A地区東部	約二・二ヘクタール	B地区	約二・五ヘクタール	C地区西部	約二・〇ヘクタール
				C地区中央部	約六・〇ヘクタール	A地区西部	約一・六ヘクタール		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年十二月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

米子市皆生二七六番地

松岡克己

鳥取県公安委員会告示第七十八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定に

より公示する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年十二月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

倉吉市伊木二六九番地

林 ちな

倉吉市昭和町一丁目一五二番地

山影英樹

公 告

昭和58年12月2日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和58年12月13日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

小池三千代	浜本 晃	白根 恭吾	岡本 和明
中谷 隆人	下尾 拓広	中谷 晴子	中村 大志
村岡 誠	上田 伸治	梅村 鉄三	大谷 大志
伊藤 裕章	福山 浩	小谷 運泰	
2 農業用品日毒物劇物取扱者試験の合格者			
長谷川宣好	川瀬 嘉寛	三橋さとみ	太田垣健二
山下 君代	山本 鉄夫	宮本 康代	船木 道代
木村 範子	大西 茂広	熊山富由樹	山内 正義
小谷 知史	田中 滋樹	上川 重徳	永原 達夫
井上 善雅	高橋 実	山本 正幸	小林 和人
西尾 誠一	林 広子	勝原 和恵	森本 綾子
秦野 裕子	川上八千恵	塚根 和宏	杉谷 勝政
河本 松秀	山口 真澄	津村 正紀	朝倉 則夫
岡本 洋介	滝本 寛行	河本 昭敏	足立 修
浦瀬 雄治	三嶋 敏彦	大江 克己	足立 央子
小谷登美恵			

二 頁 段 行 誤 正
立木の伐採の限度 立木の伐採の限度
並びに植栽の方法
期間及び樹種

正 誤

昭和五十八年十月鳥取県告示第九百十三号（保安林の指定予定について）
中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。